

祝祭日に関する関係者会議報告書

昭和二十三年一月二日
総理廳官房審議室

はじめ、

一、祝祭日改正方針

- 二、祝祭日とすることが適当と考えられるもの
- 三、ニ以外に祝祭日を定める場合に候補として考えられるもの
- 四、民間の意見を調査するためにはとつた措置

参考資料

- 一、現行祝祭日の由来
- 二、官庁休日に關する法令
- 三、外国祝祭日

はしがき

昨年十二月上旬、閣議において祝祭日改正の問題がとりあげられ、新らし
い日本においては、祝祭日も新憲法の精神に基づいて再検討する方が適
当であるとの考査のもとに、現行の祝祭日について審議された結果、政令
をもつて改正し昭和二十三年一月一日よりこれを実施する方針にて一応の
試案を得たので、これにより同月六日国会衆参両院文化委員会合同打合会
に諮ったところ、委員会側の意見は祝祭日は国民の関心事であり、国民の
生活・感情と密接なつながりがあるから政府側において一方的に政令をも
つて決定することは好ましくない、国民の代表たる国会において決定する
ことが適当であり、又將来長く行われるものであるから、この際速急に之
れを決めるべきではなく慎重に調査研究の上決定すべきものであるとして、
政府案にござつて反対した。よって、政府としては国会の意見を尊重して、
政令を以て定める方針を撤回した。

総理府審議室においては既に十日初めから此の問題を取扱つて来ておつ

たので、十二月十日兩院文化委員長と協議の上祝祭日と官庁休日との關係もあり国会において議員提出の法律案として審議されるゝこととなる場合においても政府側事務当局として本問題について研究を進めておく必要があり、がために国会におりる審議の際の資料に役立たせる意味をも含めて、国会側の参加を得て本問題を調査研究するため関係者の会議を開くこととした。

祝祭日に關する関係者会議は總理府審議室、官内府、文部省、外務省の各係官並びに国会両院文化委員会関係者へ恒し參議院は調査部職員へさもつて構成し、昨年十二月中旬より本年一月中旬にかけ四回にわたり会合を重ね、この向國係省の意見をも収しへのはゞ漸く一應研究の結果を取りまとめ得る段階に達したので、ここに報告する次第である。

もとより、この報告書は、関係者会議において得た一応の結論であり、本会議に設けられた目的よりもして了解されるよう、国会における審議の際の資料として役立たせる意味も多分に含んでおり、勿論政府の決定案とともに別紙にて列挙した。

一、祝祭日改正方針

現在の祝祭日を再検討して、これを改めるにあたっては大体次のような方針によることが適当であると考元られる。

- 1、国家神道由来し国民生活との關係の薄い祝祭日は廢止する。
- 2、歴史上根柢の薄弱なものは再検討する。
- 3、名稱につけても此の際検討を加える。
- 4、數は概ね現在数を下らない程度とし、季節的配分を考慮する。
- 5、新憲法の精神に則り、平和日本・文化日本建設の意義を含致するものを取り入れる。

6. 国民全體として記念すべき意義ある日を送る。

7. 民俗的習慣を尊重するとともに國際的共通性を考慮する。

二

祝祭日とすることが適當と思われるもの

1. 新年、正月 一月一日より三日まで、一月一日
新年を祝う日である。從東宮中においては、一日に四方拜及び歲旦祭を行わせられ、同日及び二日には朝賀の式と、五日には新年宴会を催させられた。民間においては、一日より三日はとぞ酒を祝い、束り賀す者にこれを進める。其他地方により種々の祝儀の行事を行ふが、内松存立の時期を俗に松の内と称え、互いに年年の礼を修める。古来は十四日まで存立の時期としたが、江戸時代寛文の頃より六日の夕に取り納める風習となり、明治以後は広く地方に及んでいる。十五日まで祝う風習あり、又近畿地方では二十日正月を祝う風習がある。
2. 紀元節・建国祭・建国記念日・建国の日 二月十一日

建国を記念する日である。現在、二月十一日が紀元節と定められているが、これは、明治五年十一月十五日神武天皇即位の年を紀元元年と定め、その即位の日にあたる一月二十日を祝日として毎年祭典を行うこととなり、翌六年一月從來の五節句を廃止し元旦節と共に新設したに神武天皇の即位日を國家の祝日と定められ、一月二十九日神武天皇即位の日につき祭典を行つて、諸臣に宴を賜つた。同年三月七日太政官布告をもつて、即位当日を紀元節と称せられ旨布告された。其の後改暦により神武天皇御即位の辛酉正月元日を太陽暦に換算して二月十一日をもつて紀元節と定め明治七年の本暦から二月十一日の紀元節が国家の祝日として記されることとなつたことに基づくものである。右の神武天皇御即位の辛酉正月元日というのは、日本書紀卷第三に、「辛酉春正月庚辰朔天皇櫛原宮に即帝位。是歲を天皇の元年となす」とあるものであるが、現在においては、日本書紀の此の記述には学問的根拠がないといふのが歴史家の通説のようである。然しあく建

國を記念する日として適當なもののが見当らないのと、二月十一日は既に相当長期間にわたって国民一般に祝しまれて来た日であるので、本会議としては、一應この日をあげておくこととした。

当大正十四年有志の首唱により、この日は我が國建国の祭りとの氣持で、有意義にすこし、國家紀元祝賀の国民運動となさんとして翌十五年より建国祭が行われてきた。

3.

彼岸へ春々、彼岸祭、春分祭、春の祭 春分ノ日

彼岸の語は梵語 पौरा नवमी चतुर्दशी の訳語到彼岸の略で、涅槃の境界をいう。煩惱を断除して至るべき涅槃の世界と佛經には説いていう。古来春分・秋分の日を中心としての七日間が佛道精進の日とされ、寺々においては彼岸会が行われた。一般にはこの日をもつて、寺院及び祖先縁者の墓に詣ざ、追善供養するのを例とする民間年中行事の一つである。

4.

天皇節、天皇御誕辰、天皇誕生日 天皇御誕生の日

國の象徴である天皇の御誕生を祝う日である。明治元年八月二十六日、

九月二十二日は天皇御誕辰の日にあたるため毎年この日は群臣に酺宴を賜い天皇節を執行せらるる旨布告され、六月一日從來の五節旬を廢して神武天皇御即位日と共に天長節を祝日とする旨定められた。ついで同年七月二十日布告の改暦により次月二十二日は太陽暦十一月三日にあたるため以後十一月三日が天長節と定められた。其の後、大正元年九月四日に、八月三十一日を天長節と定め、翌二年には十月三十日を天長節祝日と定められ、昭和二年三月四日、四月二十九日を天長節と定められ今日に至つてゐる。

尚天長の語は老子の「天長地久章」第七のうち一節に出づるものといわれ天地と共に聖壽の限りなきことを祝い奉つた語である。

5.

労働祭、労働記念日 メーデー 劳働祭

五一

労働運動の國際的記念日である。一八八九年第二インターナショナル第一回大会において五月一日を以て國際的労働者祭日と定められたが翌一八九〇年から諸国において、この日に労働者が仕事を休み、野外集

マ

会や行列を催して示威運動を行ふことが始まつた。

我が国においては最初大正九年に行われたが、アメリカ、カナダにて九月第一月曜日 *September 1st* として行われ、又イギリスにおいても五月一日には行われていまし。フランス、ソ連、中華民国においては五月一日に行われている。

6. 彼岸へ秋、彼岸祭、秋分祭、秋の祭

(春の彼岸の項参照)

秋分の日

7. 寅法祭、憲法記念日、明治節

十一月三日

十一月三日は新憲法へ公布された日であると共に從来の明治節にあたるので、祝祭日としてこの日の名称の定め方如何により、新憲法の記念する日ともなり又明治時代を記念する日ともなる。従つて、もし、この日と後者の意味の祝祭日とすれば、別に新憲法施行の日にあたり五月三日を憲法記念する日として祝祭日とすることも考元られる。

8. 新穀祭、收穫祭、新穀感謝の日

十一月二十三日

その年の收穫を祝い、神に感謝を捧げる日である。從来から新穀感謝の日としてこの日が選ばれているが、季節的にみても全国的にこの頃が雑穀を含めて一応穀物の收穫が終る時節である。アメリカにては感謝祭 *Thanksgiving Day* として十一月第四木曜日に行われている。

9. クリストマス、キリスト降誕祭、國際親善日、十二月二十五日

クリスマスはキリスト教國は勿論、そうでない國においても、(中華民國)では民族復興節としてこの祝祭日とされてゐる現状に鑑み、我が國においても國祭的共通性を考慮してこの日を祝祭日とすることが適当であろうと考えられる。

なお、年向の祝祭日を通じてその名前を何々祭、何々記念日、何々の日又は何々日等ある程度統一する必要があると考えられますが、本會議では此の点について結論を出すことを避けて、單に考え得る名前を列挙するにとどめた。

三、二にあげたもの以外に祝祭日を定める場合に候補として考えられるもの。

ノ、ハセ草

一月七日

七草の祝いは、年中行事の一、一般に春の七草せり、なづな、こきよう、へははこぐさ、ほくばら、ほとけのざ、すずな、すずしきの菜粥を食う例になつてゐる。この祝儀は他の年始の諸祝儀と同じく衛生保健のまじないとして行われたもので、五節句の一と定められ、七草の御祝儀と称され、広く上下にわたり行われたが、明治六年一月布告による五節句の廃止と共に、その風習はおとろえた。

二、節分

立春の日の前日

立春の前夜をさう、冬の季節から春の季節に移る分岐点で、この日、柊の枝え鰯の頭を刺したものを戸口にたて、鬼豆豆となづけて大豆を炒つて撒く慣習がある。又神社佛閣の中には、その信徒から年男が出て豆撒の式を行うことがある。

三、ひな祭、ひな節句、桃の節句

三月三日

五節句の一つである。陰暦によると桃の花咲く頃であり、女児のある家庭では、ひなを飾り桃の花を挿し白酒菱餅を供えて祝う。

四、子供の日、児童祭、児童愛護の日

三月三日、四月一日、五月五日

七月七日、十一月十五日

児童福祉の問題は、我が国が将来民主的・文化国家として力強く歩みをするためには、不可欠の問題であり、児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日公布、二十三年一月一日一部施行、全年四月一日全部施行）の制定せられたのもこのためであるが、眞にこれが実效あらしめるためには全国民の関心と協力が必要と思われる。

従つて、從来から子供のための日又は子供に關係の深い日である三月三日（ひな祭）、四月一日（小学校入学の日及び児童福祉法の全面的）に施行される日（五月五日（端午）、七月七日（七夕）、十一月十五日（

へセ五三」のうち一日を送り、子供の日として、児童を愛護育成する気持を新たにすることとは意味があると考へられる。

5. 植樹祭、植物の日

四月四日、四月三日

森林の造営とその愛護の思想を強調普及する日である。昭和九年以来、初め四月三日、後四日、愛林日として行われてゐる。而月三日は祝祭日であると共に此の春季においては最も山林事業が多くして而も植物繁茂に好都合の時とされてゐるためにこの頃に行われていた。アメリカにおいても Arbor Day として行われ、州により日は異なるが北部地方は春季に行われている。ドイツにおいても Maifest として五月一日に行われていた。

尚大正十五年以來都市において植樹祭として、植物愛護の思想を普及し、都市の美観を増す目的を以て、三日に行われている。

6. 花祭、蓮華会、しゃか祭

四月八日

釈迦降誕を祝う日である。この日各寺院にては釈迦誕生の法要を行ひ

・ 祈迦を安置する堂を各種の花を以て飾り、誕生佛像に香湯をさぐ。

7. 婦人の日、女性の日

四月十日

我が国で初めて婦人に参政権が与えられ、実際にこれを行使した最初の衆議院議員の選挙が行われた日である。

法律第四十二号衆議院議員選挙法中改正法律は昭和二十年三月十七日公布、翌二十一日四月七日施行

8. 招魂祭、追憶の日

四月三十日、八月十五日

國のため亡くなつた人々を追憶する日として、墓参等を行ふ日である。從来四月三十日には靖國神社大祭が行われてゐる。然しこの日をとればこの時期に祝祭日が重複することとなるので考慮を要する。八月十五日は月おくれのうら盆会の頃にあたり、今次の戦争の終戦の日でもあり戰没者の慰靈には適当と思われる。

9. 端午の節句、端午祭、菖蒲の節句

五月五日

フ

昔から宮中においでは節会、幕府においては祝儀があつた。民間では平安朝の頃から弓投合戦をなし菖蒲ではちまきをなし、又これで太い繩を振つて打ち合う風習があつた。菖蒲を節物としたのは、菖蒲が薬草であつたから、邪をはらう意味において用いられたのである。民間では從来から男児のある家庭では、一日から鯉のぼりまで、部屋に具足人形を飾り、当日には粽、柏餅などを供え、菖蒲を插す。菖蒲酒をのみ、菖蒲湯に浴す。

10. 母の日 五月の第二日曜日、皇后御誕生の日

母に敬意を表し、母の愛に感謝する日である。

アメリカの片田舎の教会の日曜学校に勧めていた一少女が母の愛をしおび花を捧げたのが始まりであつて、世界各国キリスト教徒の間に拡まり、我が国では大正六、七年頃から行われている。一九一四年ウイルソン大統領のとき、アメリカの上下両院で世界の母の日を五月の第二日曜日と定めたが、今日まで世界各国においてこの日を母の日とし

て祝つてゐる。尚、昭和八年、東京都下各種婦人団体で、日本では地久節の日を母の日とする申合をしたのであるが、それは主として女学校等で行われていた。

11. 動物愛護の日、動物の日

五月二十八日

動物を愛護し、その虐待を防止することは我が国にても古くから行われたが、五、六十年以前アメリカにおいて動物愛護運動が行われたのがもとで現在では世界的に普及している。我が国にては昭和二年五月二十八日より一週間東京で行われたのが最初であり、五月二十八日を中心として動物愛護週間が世界的に行われている。なお、愛馬精神を盛にする記念の日として四月七日がある。これは明治三十七年四月明治天皇より馬匹改良の御沙汰のあつたのを記念して昭和十四年三月、この日を愛馬の日として定められ以後、この日は愛馬精神を盛むしめる種々の催しが戦時中行われた。尚、この日を家畜全体に及ぼして家畜愛護の日とするとも考えられる。又四月十日は鳥類愛護の

日とされている。我が国にては最近行われたものでアメリカにては四月五日に行われている。

12. 時の記念日

六月十日

天智天皇の時、初めて漏刻の製造された日で、大正九年、この日をもつて記念日と決定された。時間の正して観念を手え、その尊さを知らしめ、規律を正しくせんとする意味の日である。

13. 七夕、星祭

七月七日

牽牛織女の両星が天の川を渡つて一年一回相会す夜と伝えられ、これを祭る夜で、正しくは陰曆七月七日の宵である。星祭又は乞巧奠ともいわれて、乞巧奠とは織女星に機織、裁縫、習字、音楽等の手藝の上達精乃を得ることを祈り乞うことから、その名を生じたのである。中華民国では唐の時代から、我が国では持統天皇の五年以来群臣に宴を賜り、相撲を見、文人を召して七夕の詩を賦せしめ、徳川時

代には五節句の一に教えられ、諸侯出仕祝儀を行い、火薙でも盛大な星祭りが行われた。民間でもこの夜、各戸に竿竹立て、星祭の詩歌を認めた色紙燈籠を飾つた年中行事である。

14. 金盆、うら盆

七月十五日、八月十五日

うら盆は、梵語「ヒムシルカム」、飢餓の苦痛を形容したもので身を倒し懸けられたような激苦の意味である。佛教においてまことに恩を報ずる祭である。その起源については、佛弟子目連が、その死んだ母の孟蘭節ち例懸の苦を救わんが爲めに、七月十五日、百味飲食を盛つて僧に供養したことから來ているといわれている。人々では精靈棚を作り、僧を招いて棚経を捧げ、燈籠を点じ、精靈の送迎には米穀又は麦桿焼き、先祖の墓に詣り、墓地を淨掃する。地方では陰曆を守る所が多い。

15. 海の記念日、水産の日

七月二十日、四月十二日

我が国は海洋国であり、且、水産物は蛋白資源として国民の食生活に欠

くべからざるもの故、水産物及び海洋に関する国民の関心を喚起する
日である。

七月二十日は明治天皇が東北御巡航のため、横浜を御出帆なされた日
を記念し、昭和十六年頃から「海の記念日」として諸種の行事が行わ
れて来た日である。

四月十二日は明治三十四年四月十二日旧漁業法が施行され漁業権制度
が近代法制化された日を記念し、昭和四年頃から「水産デー」として
諸種の行事が行われて来た日である。

16. 重陽・菊の節句

正しくは陰曆九月九日である、五節句の一で、古昔宮中において九月
九日群臣に宴を賜わつた。中華民国では漢代からこの日菊酒を飲む風
習があつたが、菊は延寿の效があると信ぜられていたかつてある。我
が国では平安朝初期から例年祭となつた。九は陽数で、日も月も
九なるゆえ、この日を重陽又は重九といい、菊の日、菊の節句ともい
う。

九月九日。

17. 体育祭

秋季

平和国家、文化国家の建設のため、体育によつて健全なる心身を養い、
国民生活の向上を期す目的をもつて全国民的の体育大会を催してそ
の普及発達をはかることは意義があると考えられる。
從来例年夏季へ八月下旬～秋季へ十月上旬～冬季へ一
月下旬から二月中旬において国民体育大会が開かれていた。

18. 藝術祭

秋季

平和国家、文化国家の建設のため、清純なる藝術によつて新らしい國
民生活の確立をはかると共に、藝術的水準を高めよとリラ意味の祝
日を設けることも適当であろう。

尚、昭和二十一年より秋季に藝術祭が行われている。

19. 文化祭

月日未定

平和国家、文化国家の建設のため、国民の文化的能力の自覚を深め、
10

新らしい文化を造る機運を培う意味の祝日を定めることが考案られる。

20.

七五三

十一月十五日

七才の女兒の祝いを幣解、五才の男児の祝いを袴着、三才の男女児の祝いを髪置という。この日当才の兒女を美装せしめて氏神に詣で、帰途千歳鈴を貰い、歸つては家で、祝宴を張るの風習はなつていた。この日に行われきにいたためは、年中最吉日の日(ノミテ)十一月十五日は大嘗会の行われる月ゆゑこの佳日を用いるに至つたものならんといわれている。

21.

平和祭、平和記念日

月日未定

我が國が、武器を捨て、戦争を放棄して平和国家として新らしく再出発することとなつたのは鑑み、全国民が平和日本建設の熱意に燃えその決意を新たにすると共に、世界平和の実現に貢獻するよう努めるべと記念する意味の日をおくことか考元られる。

四、

民間の意見を調査するためとつた措置

総理府審議室より国会両院文化委員長の了解を得て、国会の審議の際の参考として、祝祭日に關する國民の意見を調査することとし、二つの方法をとつた。

(一)新聞及びラジオ放送

先づ第一に、昨年末新聞ラジオを通じて、(一)祝祭日は多いほうが多いか、少いほうが多いか、(二)年何回ぐらいが適当か、(三)紀元節又は建国祭日を設けることの可否、(四)今までの民間年中行事のうち採用すべきものはなつか、(五)この際新らしく設けたほうがよいと思うものはないか等について広く國民一般より意見を求めたが、更に、一月上旬ラジオにより数回にわたつて祝祭日に關する投書を歓迎する旨放送するよう手配した。一月二十日までに集まつた意見はおよそ一、三七。通でおよが、期限は一月二十日までとなつてはいるので、この結果は一月下旬になれば判明する筈である。

11

(二)

輿論調査

審議室輿論調査班の手により次のような要領のもとに祝祭日輿論調査を実施することとした。

1. 調査期日 一月二十日～二月十五日
2. 地域 全国一一七市町村
3. 対象 約六〇〇〇（數元年十八才以上各階層男女）
4. 方法 調査票を配布一兩日後回収
5. 内容

6. 祝祭日の候補三二の月日、名前、意義を列記し適当なもの十二を選定記入させる。

二、面接

- 祝祭日の改正を兼て承知していいたか。
- 誰かと之について話合った事があるか。
- 記入は際し誰と相談したか。

12ついて面接聽取し宣伝の効果、関心の度等を測定する。
右の結果いかなる日、及び名前をどれ程支持したかを二月末日に集計する見込である。

参考資料

一、現行祝祭日の由来

現在我が国において行われている祝日は新年、紀元節、天長節及び明治節であり、祭日は元始祭、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭、大正天皇祭（何れも宮中における大祭日）である。新年を祝日とすることは古くより行われていま。宮中においては一月一日に四方拝並びに歳旦祭を、同日及び二日には朝賀の式を行われ、五日には新年宴会が催されるが、四方拝の起源は遠く宇多天皇の時代に從來あった四方拝の儀が始めて元旦に行う儀と定められ、其の後定

例となつたようであり、後に一時中絶したこともあつたが明治維新に至り年中恒例の儀式と定められ、又、朝賀の式は遠く孝徳天皇の時代より一定の儀式として行われていたといわれ、其の後一時中絶したことがあつたが、維新後一定の儀式の制定となり現在に至つた。新年宴会は古くより行われていた元旦の節会は由来するものといわれる。元旦の節会は古くより宮中に行われ、後一時中絶したこともあるが、明治三年現行のような新年宴会に改められた。民間においても、古くより新年を祝つて一日より三日まで種々の行事が行われた。

紀元節及び天長節の制定せられたのは、明治維新以後のことと、へ天皇の御誕生を御祝することは古く行われ、天長節と名づけられたことである。明治元年八月二十六日の布告により、九月二十二日を初めて天長節と定められ、五年十一月十五日の布告により一月二十九日の神武天皇即位日を祝日と定めながら、六年一月四日從來の五節句一人日、上己、端午、セタ、重陽、を廢して神武天皇即位日と天長節の両日と

ともつて自今祝日と定められ、六年三月七日には神武天皇御即位日を紀元節と称する旨布告された。同年七月二十日布告の改暦により、天長節は十一月三日、紀元節は二月十一日と定められた。

元始祭は、明治五年一月三日に初めて行われ、十一月二十三日に正院布告を以て、元始祭の祭典を行わせる旨布達され年々の恒例となつた。

神武天皇祭及び先帝祭は、明治初年に於いて神武天皇と先帝へ孝明天皇の御忌日のみを祭日と定められたのであり、神嘗祭及び新嘗古くより行われ、一時中止したこともあるけれども、神嘗祭は明治年より古例の如く行われ、又新嘗祭は明治元年十一月再興の布告で定められており行われた。春季皇靈祭及び秋季皇靈祭を春分の日及び秋分の日に行われたのは、明治四年春分の日には春季皇靈祭を行われたのを始まり、以後行われている。

明治六年十月十四日は、太政官布告にて、從來行われていた元始祭(

一月三日）、新年宴会（一月五日）、孝明天皇祭（一月三十日）、紀元節（二月十一日）、神武天皇祭（四月三日）、神嘗祭（九月十七日）、天長節（十一月三日）、新嘗祭（十一月二十三日）の祭日祝日は休暇日とする旨定められ、十一年六月春秋二季皇靈祭が追加せられ、更に十二年に神嘗祭は十月十七日と改められた。其の後、大正元年九月四日勅令を以つて、元始祭、新年宴会、紀元節、神武天皇祭、明治天皇祭（七月三十日）、天長節（八月三十一日）、神嘗祭、新嘗祭、春季皇靈祭、秋季皇靈祭の祭日及び祝日を休日と定められ、ついで昭和二年天長節祝日（十月三十一日）が追加された。昭和二年三月、日勅令第二十五号を以つて、現在行われているような祝祭日を休日とする規定が公布された。

明治節については同年三月三日、明治天皇の遺徳を仰ぎ、明治の時代を追憶する爲、明治節制定の詔書が下され、又四日に勅令を以て明治節の祝日を休日とする旨規定されたのであるがこれは、これより先、

大正十二年帝国議会において明治節制定のことが議論として現われ、昭和二年一月第五十二議会において両院共に満場一致、国家の祝日は加えられんことを議決したことに基づくものであつた。

以上簡単に述べたように、我が國において、現行の祝祭日は、国民が業を休み、祝意を表し或いは肅敬の意を表わす休日として法令に規定されているのであって、國家の祝祭日そのものが法令により規定されではないことを附言して置く。

二、官廳休日に関する法令

○昭和二年三月四日勅令第二十五号へ休日にに関する件

左の祭日及祝日を休日とす

元始祭	一月三日
新年宴会	一月五日
紀元節	二月十一日
神武天皇祭	四月三日
天長節	四月十九日
神嘗祭	十月十七日
明治節	
新嘗祭	十一月三日
大正天皇參	十一月二十三日
春季皇靈祭	十二月二十五日
秋季皇靈祭	春分日
	秋分日

附 則

本令は公布の日より之を施行す

○明治六年一月七日太政官布告第二号（休暇日の件）

自今休暇の通被定候事

一月一日より三日迄

十二月二十九日より三十一日迄

○明治九年三月十二日太政官達第二十七号

從前一六日休暇の延長四月より日曜日を以て休暇と被定候終此旨相

達候事

アメリカの祝祭日

アメリカにおいては、一八六九年四月二十日連邦議会が憲法百年祭日を国際日と定めた以外には、所謂國祭日（National Holidays）なるものは無く、各州が祝祭日の決定権を有つており（各州の法律なり至政令によつて祝祭日が指定される）。大統領及び連邦議会はコロンビヤ特別区（ワシントン市）及び全国の連邦政府職員に対し祝祭日を指定することが出来るが、各州のそれを決定することは出来ない。広く各州で休日として行われている主なる祝祭日は左の通りである。

祝祭日名

新 年 一月 一日 新し一年を祝う

New Year's Day

リンカーン祭 二月 十二日 リンカーン大統領の誕生日を祝す

Lincoln's Birthday

ワシントン祭 五月二十二日 初代大統領ワシントンの誕生日を

Washington's Birthday

祝う。

追憶日 五月三十日
Decoration or Memorial Day

南北戦争後戰没將士の墓を淨める
日として始められ、後一般將兵・
家の祖先・亡友知己等を追憶する
日として広く行われ墓参等を行う。

独立記念日 七月四日
Independence Day

労働日 九月第一月曜日
Labor Day

コロネーブス祭 十月十二日
Coronation Day

アメリカハイギリスからの独立を
天下に声明した独立宣言が一七八
六年ファイアーテルフイアにおける大
陸議会で採択された日を記念する。
夏期の休暇その他の休養を終え新
秋と共に勤労大衆が勤労増産その
気勢を昂めんとする日

Columbus Day

休戦記念日 十一月十一日
Armistice Day

印度諸島の一島しよを望見しアメ
リカ大陸発見の第一歩に入つた日
一九一八年第一次世界大戦の休戦
協定がフランスのコンビエーの
森で独連合両軍間に締結された日
を記念する。

感謝祭 十一月第四木曜日
Thanks-giving Day

434

クリスマス 十二月二十五日
Christmas Day

救世主キリストの降誕を祝う

イギリスの祝祭日

「歐米諸国における祝祭日（Feasts, Festivals）」は元来宗教的起源を有する神聖なる日（Holy Day）であつて、当日は日常の仕事を休み、宗教的行事のために之を充てた。今日一般に休日を Holiday と称するのは上述の Holy Day に由来する。

従つて、キリスト教国においては、キリスト教に関するが本末の意義における花祭日であつて、イギリスにおいては、英國々教会（Anglican Church）の成立以来今日迄種々変遷があつたが現在行われているものは次の通りである。

- | | | |
|------------------------|-------|----------|
| 1. Septuagesima Sunday | 二月二日 | 四旬齋前第三日曜 |
| 2. Ash Wednesday | 二月十九日 | 聖灰日 |
| 3. Good Friday | 四月四日 | 耶穌受難日 |
| 4. Easter Day | 四月六日 | 復活祭 |
| 5. Ascension Day | 五月一日 | キリスト昇天節 |

- | | | |
|---------------------------|---------|----------|
| 6. Whitsunday | 五月二十五日 | 聖火降臨祭 |
| 7. Trinity Sunday | 六月一日 | 復活主日 |
| 8. Corpus Christi | 六月五日 | キリスト聖体節 |
| 9. First Sunday in Advent | 一一月三〇日 | 降臨節第一日曜日 |
| 10. Christmas Day | 一二月二十五日 | キリスト降誕節 |

註・以上の二・四・五・六・九の祝祭日はいわゆる Movable Feasts であつて毎年日附が一定していない。上掲のものはすべて一九四七年度のものである。

② イギリスの祝祭日には以上の外に、地方的に行われるものがある。

- | | | |
|----------------------|--------|---------|
| 1. St. David's Day | 三月一日 | 聖タビデ節 |
| 2. St. Patrick's Day | 三月十七日 | 聖ペトリック節 |
| 3. St. George's Day | 四月二十三日 | 聖ジョージ節 |
| 4. St. Andrew's Day | 十一月三十日 | 聖アンドルー節 |

註・1はWales の地方的祝祭日で、この日同地の住民は革の花をつけ

て祝う。

二. は Ireland の地方的祝祭日で、この日住民は醸漿草ヘカタバニソフの花をつけて祝う。

三. は England の地方的祝祭日で、この日住民はハニの花をつけて祝う。

四. は Scotland の地方的祝祭日で、この日住民は薔の花をつけて祝う。

以上はイギリスで現在行われていら、本来の意義における祝祭日である。然しながら、我が国でいう祝祭日はかかるものを意味せず特定の日を祝賀又は記念するため法令を以つて国民全体の休日を定めた国祭日 National Holiday を指称するものの如くである。従つて、吾國の祝祭日の参考としマイギリスの例を参考するためには、上述の宗教的記念日以外に吾國の祝祭日に相当する国家的もしくは国民的休日制度を参照する必要がある。

而してイギリスにおいてかかる休日制度として独自なるものは Bank Holidays (銀行休日) 制である。

四十九世紀の初頭迄、イギリスにおいては宗教的祝祭日に諸官庁公街の休日が行われる習慣があつたが後漸次廢れて、法令による一般休日制度へ官公庁のみならず国民全体の休日(が之に代るようになつて現在に至つた。これが即ち Bank Holiday である。

この制度は Sir John Lubbock の努力により一ハセ一年銀行休日法 The Bank Holiday Act によって定められたものであつて次のものと England 及び Ireland の一般休日(銀行は勿論、官庁、民間会社、学校等すべての休日)とすることになった。

1. Easter Monday
2. The Monday in Whitson Week 聖火降臨節の翌日
3. The 1st Monday of August 八月の第一月曜日
4. The 26th of December 十二月二六日

後更に法令によつて右の二つが加えられ現在では都合六日になつた。

5. Good Friday

キリスト受難節

6. Christmas Day

キリスト降誕節

Scotland においては上記のものと少く異り左のものが Bank Holiday に指定されている。

1. Christmas Day

キリスト降誕節

2. New Year's Day

元旦

3. Good Friday

キリスト受難節

4. The last Monday of May

五月第一月曜日

5. The last Monday of August

八月第一月曜日

以上によつて明らかに、イギリスの一般休日は宗教的祝祭日と密接な関係にある。されば古今によつて特にその日を指定したためであつて、宗教的祝祭日即一般的休日ではない。そして一般的休日は八日曜日を除けば、上記以外には存在しない。

国王誕生日 ('The King's Birthday') は（六月十二日）の如きも軍隊の行進その他の祝典は挙行されるが一般的休日とはならず吾国の天長節とは趣を異にする。

その他の祝日ないしは記念日についても同様であるが参考迄に之を掲ぐ

New year's day

一月一日

Princess Elizabeth's Birthday. (だいし) Scotland では Bank Holiday)

Empire Day. 四月二十九日

Queen Mary's Birthday. 五月二日

The Queen's Birthday. 八月四日

Armistice Day. 一一月十一日

Accession of King George VI. 一九三九年一月一日

之等は何れも一枚休日にならない。又労働祭 (Labour Day)

の如きも之と同様。

附・自治領の祝祭日。

自治領の祝祭日は各自治領によつて異り、その内部においても地方によつて必ずしも一致していがい。故例を示せば次の通りである。

オーストラリア ······ ニュー・サウス・ウェールズ州においては次のものを行ふ。

1. The 1st of January
2. Good Friday
3. Easter Eve
4. Easter Monday
5. The Birthday of the Sovereign
6. The 1st of August
7. The Birthday of Prince Philip
8. Christmas Day

25 The 26th of December.

ドバイターリヤスドセニに属する十三種類の祝祭日をフインスラン州では十四種類の祝祭日を定めており、その他の州も之に準ずる。

11 ニーハーハー 次の四つを定めてある。

1. New Years Day
2. Good Friday
3. Labour Day
4. Christmas Day

トトク 1月にやかものを行う。

1. New Years Day
2. Good Friday
3. Eastern Monday
4. Labour Day

トトク 1月にやかものを行う。

5. The Birthday
6. Dominion Day
7. Christmas Day
- トトク トトク 1月にやかものを行う。地方では次のやかものを行う。
 1. Festival of the Republic
 2. Ash Wednesday
 3. Good Friday
 4. Easter morning
 5. Labour Day
 6. Ascension Day
 7. All Saints' Day
 8. Conception Day
 9. Christmas Day
- トトク 1月にやかものを行う。

22

フランスの祝祭日

フランスの法定祝祭日

一月一日（新年）

二日

（休日）

（一九〇四年十二月二十三日の法律による休

△四月十六日（キリスト復活祭）

○△四月十七日（ハーハーハ、六年三月八日の法律による休

（日）

（休日）

（社）右は春分の後にある満月が過ぎてから

（社）の第一日曜日及びその翌月曜日で、

（社）三月二十二日から四月二十五日の間

（社）を移動する。

△五月一日（労働祭）

△五月十四日（ジヤンヌタルフ祭）

（社）右は五月の第二日曜日とせられる

ろか
Bank-holiday

を設けない

△ 五月二十五日 (キリスト昇天祭)

(註) キリスト復活祭後四十日

△ 六月四日 (聖靈降臨祭)

(一九〇六年三月八日の法律による休日)

六月十八日

(註) ドゴールが抗戦継続を希望する檄文

を倫敦から本国に向け放送した日の記念日

七月十四日 (共和祭)

(一九〇五年七月十三日の法律による休日)

八月十四日 (八月) 同右

- 十五日 (火) (聖母マリア昇天祭)
十一月一日 (諸聖徒祭)
十一月十一日 休戦記念日
十二月二十五日 フリスマス

△印の休日は *movable holidays* で右は昭和十二年を参照したものである。

○印の休日は奉給生活者の保健と休養とを目的として一九〇四年十二月二十三日法、一九〇五年七月十三日法及び一九〇九年十月二十九日法その他の法律によって設けられたもので、官庁、銀行、会社は休業し小売商人も之に従うものが多い。

ロシヤの祝祭日

一日 一日 り正日

一月二十二日 ○レーニン記念日へ

一九〇五年一月九日へ所謂血の日曜日、ロシヤ第一

次革命発生の記念日

二月二十三日

赤軍記念日

三月一八日

国際婦人デー

五月一八日

パリーコンミューンの日

五月二一日

○メーデー

五月二二日

海軍記念日

五月二二日

○へ休日

五月二二日

新聞デー

五月九日

○対独戦勝記念日

七月十五日

体育祭へ余興は多くの場合次の日曜日に行う

七月二十二日

日曜日に行う

八月五日

鉄道デー

八月十八日

航空デーへ航空ページェントは多くの場合次の日曜日に行う

九月二日

国際青年デー、対日戦勝記念日

九月の第二日曜日 戰車記念日

十一月七日 ○革命記念日

十一月八日 ○へ休日

十一月九日

憲法記念日

十二月五日

○は休日、その他の祭日は休日とせず、關係方面にて催しをする程度

正月の休日は一日のみであるが、常に年末の日曜の休暇をとりやの二日

を休みとする

メーデー革命記念日の場合、同様の措置をとり祭日前後の日曜を五月三日・十一月九日を繰上げへ下げて休日にしたにともある。

○ 一月 一日 中華民国の祝祭日（○印は休日）
二月 十九日 中華民国開國記念日
三月 八日 新生活運動記念日
○ 三月 十二日 國際婦女節
孫中山先生逝世記念日
三月 二十三日 鄧仲元先生殉國記念日
○ 三月 二十九日 革命先烈記念日
四月 四日 兒童節
五月 五日 民族掃墓節（清明節）
六月 一日 国民政府建都南京記念日
五月 五日 國際勞工節
○ 七月 七日 端午節（詩人節）
六月 十六日 孫中山先生在广州學難記念日
七月 七日 抗戰記念日

七月 九日	国民革命公誓師記念日
八月二十日	膠仲偉先生殉國記念日
○八月二十七日	孔子節誕辰(教師節)
○九月三日	抗戰勝利記念 ✓アドロ
○十月十日	國慶記念日(四十節)革命記念日
○十一月十二日	孫中山先生誕辰記念日
十二月五日	肇初軍艦擊戰記念日
十二月二十五日	民族復興節
伊太利の祝祭日 ヘフアシスト政権時代のもの	
総ての日曜	
一月一日	
△一月六日	(エヒファニアーハ祭「御出現の日」)
△一月八日	皇后陛下御生誕の日
△二月十一日	伊法王廳同和解記念日(ラテン協定成立記念日)
△謝肉祭最後の日	へ年に依り日附に異同がある
三月十九日	聖ヨセフ祭日
四月二十一日	羅馬創設記念日及勞働祭
五月十八日	昇天祭
五月二十四日	第一次歐洲大戰參戰記念日
六月第一日曜	憲法發布記念日
六月八日	コルフストレミニ祭(聖體の祝日)
六月二十九日	聖ピーター及保ール祭

八月十五日 聖母マリア昇天祭
△九月十五日 皇太子殿下御誕生日
十月二十八日 フアシスト黨の羅馬進軍記念日
十一月一日 諸聖人祝祭日
△十一月二日 萬靈祭
△十一月十一日 第一次歐洲大戰々勝記念日
△十一月四日 無原罪の御宿りの日
△十一月二十四日 皇帝生誕日
△十二月二十五日 クリスマス前日
△十二月三十一日 大晦日

（備考）

一、△印あるは半休日其他は全休日

- 二、加特力教徒の祝祭日の日附には暦の關係上年により異同あり。
三、祝祭日には凡ての中央及地方官庁、銀行、学校を閉鎖し州の親行を行ふ。
四、市町村は祝祭日を祝賀するに必要なる経費を市町村予算に計上することになつてゐる。

インドの公休日（一九四二年）

新年日 一月一日
スリパンチャミー 一月二十一日

ムハラムヘ回教新年 一月二十八日

トールチャヤトラ 三月二日

バツチャドアスタアム 三月三十日

クツドフライテー 四月三日

イエスター土曜 四月四日

チヤムラサンクランティ（ヒンズーの太陽祭） 四月十三日

銀行半期決算日 七月一日

ジヤムマスター 九月二日

マハラヤ 十月九日

イドルフィイトル 十月十二日及十三日

復活祭

～イエスター土曜

クツドフライテー

イエスター土曜

チヤムラサンクランティ（ヒンズーの太陽祭）

銀行半期決算日

ジヤムマスター

マハラヤ

イドルフィイトル

ドルカフシャ
ラフシミーブチヤ
カーリーフジヤ
ジヤカタリフジヤ
イタツズベハ
クリスマスイヴ
クリスマスデー
クリスマス翌日
年末日

十月十六、十七、及十九日
十月二十三日、二十四日
十一月七日、八日
十一月十六日
十一月十九日
十二月二十四日
十二月二十五日
十二月二十六日
十二月三十一日

（他に英皇帝誕生日の休日あり）

